

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第72期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第71期 第1四半期累計期間	第72期 第1四半期累計期間	第71期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	964,269	839,463	3,659,006
経常利益	(千円)	24,516	35,713	21,497
四半期(当期)純損失()	(千円)	6,028	21,126	193,136
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	2,219,588	2,219,588	2,219,588
発行済株式総数	(株)	2,572,000	2,572,000	2,572,000
純資産額	(千円)	1,751,586	1,543,303	1,564,437
総資産額	(千円)	5,733,146	5,333,819	5,532,421
1株当たり 四半期(当期)純損失金額()	(円)	2.35	8.22	75.15
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	30.6	28.9	28.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第71期第1四半期累計期間及び第72期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度に続き、当四半期以降においても独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれます。また、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症が事業活動に影響を与えるものと見込まれます。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、当社は、当該重要事象等を改善するため、当事業年度の経営計画において、下記の事項を経営戦略目標とし、業績の回復を図る方を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に備えるため、より一層の資金調達に努めることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

売上高の回復としてセグメント別の売上高目標の達成及び海外市場への拡販
原価低減として島根工場の回路保護素子生産設備の福知山工場への移転
経費削減として一般管理費の固定経費削減
キャッシュ・フロー改善として売掛金の回収期間の短縮及びたな卸資産の削減の推進

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間のエレクトロニクス業界の状況は、世界各国の新型コロナウイルス感染症対策に伴う経済活動の停滞等により需要が縮小しました。この影響により、自動車の世界生産も大幅に減少しました。

このような環境のもとで、当社の売上高につきましては、販売重点製品である回路保護素子が増加したものの、カーエレクトロニクス向けのタンタルコンデンサが大幅に減少しました。

その結果、当第1四半期累計期間の当社の業績は、売上高につきましては、839百万円（前年同四半期比12.9%減少）となりましたが、損益につきましては、当事業年度の経営計画である採算重視の営業活動の実施、島根工場の回路保護素子生産設備の福知山工場への移転及び一般管理費の固定経費削減が計画どおり進捗し、営業利益40百万円（前年同四半期比414.9%増加）となり、為替差益3百万円及び支払利息9百万円の計上により、経常利益35百万円（前年同四半期比45.7%増加）となりました。

また、特別損失として、コンデンサ製品の取引に関するブラジル当局との和解金及び集団訴訟等の対応のための弁護士報酬等に伴う独占禁止法等関連損失43百万円及び島根工場の回路保護素子生産設備の福知山工場への移転に伴う事業拠点再構築費用10百万円を計上した結果、四半期純損失21百万円（前年同四半期比15百万円悪化）となりました。

なお、当社は、東京証券取引所の定める時価総額基準に基づく上場廃止基準に定める所要額（上場維持のためには月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上必要）に抵触し、2021年6月末日までが上場廃止猶予期間となっています。また、今般、2020年7月に、東京証券取引所から、2020年3月31日時点で、「流通株式時価総額」に係る上場廃止基準に定める所要額（上場維持のためには流通株式時価総額が5億円以上必要）に抵触し、2021年3月末日までが上場廃止猶予期間となる旨の通知がありました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、カーエレクトロニクス向けのタンタルコンデンサの需要が大幅に減少しました。この結果、タンタルコンデンサ事業の売上高は、587百万円（前年同四半期比22.3%減少）、セグメント利益は、56百万円（前年同四半期比15.0%減少）となりました。

回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、新規案件に伴う売上高が増加しました。この結果、回路保護素子事業の売上高は、201百万円（前年同四半期比16.9%増加）、セグメント利益は、57百万円（前年同四半期比32.2%増加）となりました。

その他

その他の売上高は、50百万円（前年同四半期比41.8%増加）、セグメント利益は5百万円（前年同四半期比5百万円改善）となりました。

財政状態は次のとおりです。

当第1四半期会計期間末の総資産は、主に売上債権の減少等により5,333百万円（前事業年度末比198百万円減）となりました。

負債は、主に短期借入金の減少等により3,790百万円（前事業年度末比177百万円減）となりました。

純資産は、主に四半期純損失の計上等により1,543百万円（前事業年度末比21百万円減）となりました。

(2)重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3)経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は16百万円です。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社は、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としています。

当該資金の原資は、自己資金及び金融機関からの借入等により行っています。

また、当事業年度の経営計画を推進することにより、営業キャッシュ・フローの確保に努め、流動性リスクに備える所存です。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,572,000	2,572,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株です。
計	2,572,000	2,572,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		2,572,000		2,219,588		302,662

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2020年3月31日の株主名簿により記載しています。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,553,100	25,531	
単元未満株式	普通株式 17,000		
発行済株式総数	2,572,000		
総株主の議決権		25,531	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式68株が含まれています。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松尾電機株式会社	大阪府豊中市千成町 3丁目5番3号	1,900		1,900	0.07
計		1,900		1,900	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,215,985	1,131,211
受取手形及び売掛金	775,916	603,457
電子記録債権	310,977	401,699
製品	739,857	810,916
仕掛品	422,888	357,299
原材料及び貯蔵品	270,676	273,271
その他	108,220	17,151
貸倒引当金	1,176	1,005
流動資産合計	3,843,347	3,594,002
固定資産		
有形固定資産	1,421,235	1,460,214
土地	691,322	691,322
その他	18,105,443	18,153,504
減価償却累計額及び減損損失累計額	17,375,530	17,384,612
その他(純額)	729,913	768,892
無形固定資産	230,746	242,058
投資その他の資産	37,092	37,543
投資有価証券	15,000	15,000
その他	22,095	22,546
貸倒引当金	2	3
固定資産合計	1,689,074	1,739,816
資産合計	5,532,421	5,333,819

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	341,565	352,935
短期借入金	1,755,000	1,525,000
1年内返済予定の長期借入金	59,331	83,754
未払法人税等	15,880	7,887
設備関係支払手形	13,424	56,420
その他	728,630	652,169
流動負債合計	2,913,831	2,678,166
固定負債		
長期借入金	289,325	364,498
繰延税金負債	99,829	99,829
環境対策引当金	8,535	8,535
退職給付引当金	512,325	498,516
資産除去債務	7,900	7,908
その他	136,237	133,061
固定負債合計	1,054,153	1,112,348
負債合計	3,967,984	3,790,515
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,219,588	2,219,588
資本剰余金	302,662	302,662
利益剰余金	956,052	977,178
自己株式	1,761	1,769
株主資本合計	1,564,437	1,543,303
純資産合計	1,564,437	1,543,303
負債純資産合計	5,532,421	5,333,819

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	964,269	839,463
売上原価	¹ 735,559	¹ 628,886
売上総利益	228,710	210,577
販売費及び一般管理費	220,858	170,147
営業利益	7,851	40,429
営業外収益		
受取利息	27	14
受取配当金	500	500
為替差益	21,107	3,360
貸倒引当金戻入額	88	170
その他	1,828	460
営業外収益合計	23,551	4,506
営業外費用		
支払利息	4,619	9,025
支払手数料	2,160	-
その他	107	196
営業外費用合計	6,887	9,221
経常利益	24,516	35,713
特別損失		
固定資産除却損	0	41
独占禁止法等関連損失	² 28,342	² 43,796
事業拠点再構築費用	-	³ 10,800
特別損失合計	28,342	54,638
税引前四半期純損失()	3,826	18,924
法人税、住民税及び事業税	2,201	2,201
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	2,201	2,201
四半期純損失()	6,028	21,126

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書の「重要な会計の見積り及び当該見積りに用いた仮定」に記載しました新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきまして重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

独占禁止法等に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、それらの費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

(四半期損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上原価	16,230千円	6,072千円

2 独占禁止法等関連損失の内容は次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
課徴金等	千円	5,875千円
弁護士報酬等	28,342千円	37,921千円
計	28,342千円	43,796千円

3 事業拠点再構築費用

島根工場の回路保護素子設備の福知山工場への移転に要する費用です。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	17,776千円	16,757千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額(注) 3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	756,096	172,450	928,546	35,722	964,269		964,269
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	756,096	172,450	928,546	35,722	964,269		964,269
セグメント利益	66,452	43,329	109,781	59	109,841	101,989	7,851

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。
2. セグメント利益の調整額 101,989千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額(注) 3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	587,180	201,620	788,800	50,662	839,463		839,463
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	587,180	201,620	788,800	50,622	839,463		839,463
セグメント利益	56,506	57,282	113,788	5,250	119,038	78,609	40,429

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。
2. セグメント利益の調整額 78,609千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	2円35銭	8円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	6,028	21,126
普通株式に係る 四半期純損失金額()(千円)	6,028	21,126
普通株式の期中平均株式数(株)	2,570,241	2,570,002

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 伸 吾 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 雄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松尾電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、松尾電機株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。